

承認第 3 号

専決処分事項の承認について

橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 15 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例

橋本市都市計画税条例(平成18年橋本市条例第72号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
附 則 1～1の3 略 (法附則第15条第32項の条例で定める割合) 2 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第33項の条例で定める割合) 3 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (法附則第15条第38項の条例で定める割合) 4 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (法附則第15条第43項の条例で定める割合) 5 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例) 6～12 略 13 法附則第15条第1項、第9項、第13項、第15項、第17項、第19項、第24項、第31項から第33項まで、第35項、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 14 略	附 則 1～1の3 略 (法附則第15条第33項の条例で定める割合) 2 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第34項の条例で定める割合) 3 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (法附則第15条第39項の条例で定める割合) 4 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (法附則第15条第44項の条例で定める割合) 5 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例) 6～12 略 13 法附則第15条第1項、第10項、第14項、第16項、第18項、第20項、第25項、第32項から第34項まで、第36項、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 14 略

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の橋本市都市計画税条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第 号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第13項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。